

インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、四街道市消防本部（以下「消防本部」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条

インターンシップは、大学校、高等専門学校、専門学校、高等学校、中学校、小学校等（以下「大学等」という。）に在籍する学生に就業体験の機会を提供することにより、消防業務に対する理解を深めるとともに、就業意欲の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第3条

インターンシップの対象者は、原則として、大学等に在籍する学生であり、四街道市在住、在学、出身のいずれか又は、四街道市消防職員採用試験の受験を希望している者とする。

(実習生の受入手続および受入期間)

第4条

インターンシップにおける実習を希望する学生が在籍する大学等の代表者又は本人（以下「代表者」という。）は、別記様式第1号「インターンシップ受入申請書」を四街道市消防長（以下「消防長」という。）に提出しなければならない。

- 2 受入手続きの窓口は消防本部総務課とし、受入期間については相互に日程調整したうえで決定する。

(実習期間および実習時間)

第5条

実習期間は、原則として土日、祝祭日を除いた平日（土曜日、祝祭日の当直実習明けを除く）で、実習を行う者（以下「実習生」という。）1人あたり5日以内とし、代表者と協議のうえ決定する。

- 2 実習生が実習を行う時間は、原則として次のいずれかの時間とする。但し、実習内容等により実習を担当する所属長が必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 日勤実習 午前8時30分から午後5時00分まで。（消費1日）

(2) 当直実習 午前8時30分から翌午前8時30分まで。（消費2日）

(実習内容)

第6条

実習内容は、消防業務のうち主に現場活動業務全般とし、詳細内容については、代表者と実習を担当する所属長が協議のうえ決定する。

(経費の負担)

第7条

消防本部は、実習生に対して報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担は行わない。

(誓約書等)

第8条

実習生は、事前に別記様式第2号「誓約書」を消防長に提出しなければならない。

2 大学等の代表者は、実習生に対しこの誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

(服務等)

第9条

実習生は、大学等に在籍する学生等の身分を保有し、消防本部は実習生に対して、消防職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習期間において所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習期間において、消防職員が遵守すべき法令、条例等ならびに実習を担当する所属長および実習生の指導監督等を担当する職員の指示に従わなければならない。

4 実習生は、消防本部の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ消防本部にその旨を連絡しなければならない。但し、やむを得ない場合には事後速やかにその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

第10条

実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(実習の中止)

第11条

消防長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第8条から第10条に規定する服務、義務に従わないとき。

(2) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき、その他実習を継続することが困難であるとき。

2 消防長は、前項の規定により実習を中止する場合はその旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第12条

消防本部は、実習中の事故に対する責任を負わないものとし、代表者又は実習生は、実習中の事故に備え傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意または過失により消防本部に損害を与えたときは、代表者又は実習生は、消防本部に対しその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第13条

この要綱に定めるもののほか当該実習に関し問題が生じた場合は、その都度代表者と協議するものとする。

2 申込に際し、実習実施状況の写真等を報道機関や広報誌、又は当市のホームページやSNS等へ掲載する旨を承諾するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要なことは消防長が別に定める。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。